



安全 労働保険の事務代行

わずらわしい手続きはおまかせください

労働保険とは？

☆労働保険

労働者が工作中や通勤途中にケガ等の災害にあったときに補償される「労災保険」と、失業や再就職したときに給付を受ける「雇用保険」の2つの保険の総称です。

☆労災保険の加入対象は？

常用・臨時・日雇・アルバイト・パート等の雇用形態に関係なく労働者は全員対象です。労災保険への加入は、労働者を一人でも雇用している事業主の義務です。《強制適用》

☆雇用保険の加入対象は？

フルタイム労働者は全員対象です。（例外もありますので、詳細はお問合せください）

労働保険事務組合とは？

商工会議所などの事業主等の団体が、労働保険の煩わしい事務を事業主のみなさんに代わって代行するのが事務組合です。

☆委託の条件

- ・岸和田商工会議所の会員
- ・使用労働者が常時 300 人以下
（卸売業・サービス業は 100 人以下、金融業・保険業・不動産業・小売業は 50 人以下の事業所でしたら委託可能です。お気軽にお問合せください）

事務委託のメリットは？

☆格安の手数料で事務委託できます。

☆事業主や同居親族、会社の社長・役員も労災保険（特別加入制度）に加入することができます。

☆労働保険料の分割納付ができます。（年3分割）

☆FAX一枚で雇用保険の加入・脱退の手続きができます。

☆複雑な年度更新手続きをきめ細かくサポートします。

事務委託事業所数（22年9月1日現在） 315社

特別加入制度とは？

☆事業主や同居親族、会社の社長・役員も労災保険に加入することができます。

☆給付は多少の制約を受けますが一般の労働者と同じ内容で行われます。

業務上の災害、通勤災害のいずれにも療養、休業、障害、傷病、介護、遺族、葬祭の各給付が行われます。

☆加入要件は、

- ①雇用している労働者について労災保険の保険関係が成立していること。
- ②労働保険事務組合に加入（事務委託）していること。

※粉じん作業、有機溶剤業務などの仕事をされている方は、加入時に健康診断を受けていただく必要があります。（費用は無料です）